

- 環境配慮契約の更なる推進を目的に、基本方針の見直し等（7 類型についての基本事項の修正、7 類型以外の契約類型の追加等々）を検討するに当たって、令和元年度は**4月18 日から5月21日まで**提案募集を実施
- 今年度の応募は以下の**3件**
 - ①**衣料品の調達（新規の契約類型）に係る提案**

衣料品の調達に当たって使用済製品の回収及び当該製品のケミカルリサイクルが実施できる業者と契約を締結すべきではないか。
 - ②**電気の供給を受ける契約に係る提案**

再生可能エネルギー割合が高い電力を供給する事業者をより高く評価することが可能となるよう、総合評価落札方式の導入を検討すべきではないか。
 - ③**省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約に係る提案**

平成22年度以降、国の機関ではESCO事業の導入はもとよりフィージビリティスタディの実施もないことから、何らかの対応が必要ではないか。

①衣料品の調達（新規の契約類型）に係る提案

提案概要

衣料品の調達に当たって使用済製品の回収及び当該製品のケミカルリサイクルが実施できる業者と契約を締結すべきではないか。

提案に係る状況

使用済製品の回収・リサイクルの有用性は理解しているところであり、グリーン購入法では選択式ではあるが既に判断の基準として設定済である。

しかしながら、衣料品の回収システムは、素材メーカーにより実施されている例が数多くあり、廃棄時の回収を納入事業者に限定する必然性はないと考えられる。

また、衣料品を含むプラスチック繊維製品については、マテリアルリサイクルによる再資源化が問題なく実施されているところ。現時点にて、リサイクル手法をケミカルリサイクルだけに限定する必然性もないと考えられる。

対応方針（素案）

環境配慮契約法における契約類型としての対応は不要としてはどうか。

【参考】グリーン購入法に基づく国の基本方針（抜粋）

＜「制服」、「作業服」における判断の基準＞

- 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。
- ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。
- ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、**製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。**
- ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
- ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。
- ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、**製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。**

②電気の供給を受ける契約に係る提案

提案概要

再生可能エネルギー割合が高い電力を供給する事業者をより高く評価することが可能となるよう、総合評価落札方式の導入を検討すべきではないか

提案に係る状況

資料3で報告のとおり、総合評価落札方式については電力専門委員会において検討を継続実施しているところ。引き続き、導入に当たって必要となる評価項目・評価方法等の詳細内容の検討とともに、更なる事例収集を進めることとされた。

対応方針（素案）

引き続き、電力専門委員会において導入検討を進めていくこととしてはどうか。

③省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約に係る提案

提案概要

平成22年度以降、国の機関ではESCO事業の導入はもとよりフィージビリティスタディの実施もないことから、何らかの対応が必要ではないか

提案に係る状況（提案者ヒアリング）

本検討会の開催に先立ち提案者にヒアリングを実施したところ、以下の意見が提示された。

- 1.光熱水費の削減分等で全費用（建設費、金利、ESCO事業者の経費）を賄うことにこだわらなければ実施件数を増やせるのではないか。
- 2.フィージビリティスタディは契約前に事業者が無償で実施させれば良いのではないか。

⇒これらの意見については対応困難

対応方針（素案）

政府実行計画に基づき、現在1万㎡以上の官庁施設については省エネルギー診断の対象となっている。その結果を踏まえた上で、改めて検討してはどうか。